

豊橋技術科学大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準 (2021.05.21~適用)

2021年05月21日～の基準は黄色部分

レベル	授業	研究室等における学生との教育研究活動 (系, 研究所, センター)	教員個人の研究活動 研究所, センターの活動 (左記除く)	事務職員の業務	課外活動	学内会議	出張等	施設利用・構内入構
0 (終息)	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり
0.5 (収束)	●ほぼ通常どおり <感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践>	●ほぼ通常どおり <感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践>	●ほぼ通常どおり <感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践>	●ほぼ通常どおり <感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践>	●ほぼ通常どおり <感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践>	●ほぼ通常どおり ・オンラインの活用 <感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践>	●ほぼ通常どおり <感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践>	●ほぼ通常どおり <感染が再度広まらないよう新しい生活様式等の実践>
1 (警戒)	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 遠隔授業と対面授業を併用して, 授業の実施 ・対面授業, 実験実習 →身体的距離の確保 1m目安 <新しい生活様式等の実践の徹底> (別紙A参照)	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 必要な活動の実施 ・在宅勤務の活用推奨 ・時差出勤の活用推奨 *勤務者は, できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応 <新しい生活様式等の実践の徹底> (別紙B, D参照) ★6/24~11/26	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 必要な活動の実施 ・在宅勤務の活用推奨 ・時差出勤の活用推奨 *勤務者は, できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応 <新しい生活様式等の実践の徹底> (別紙B, D参照) ★6/24~11/26	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, ほぼ通常のどおり勤務 ・時差出勤の活用推奨 ・在宅勤務の活用推奨 ・別室の活用推奨 <新しい生活様式等の実践の徹底> (別紙B, 研究室・執務室・事務室での活動, D参照)	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 必要な活動の実施 <新しい生活様式等の実践の徹底>	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 必要な会議の実施 ・オンライン・メール会議の積極的活用 <新しい生活様式等の実践の徹底>	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 流行地域への不要不急の出張・旅行・移動は慎重 <新しい生活様式等の実践の徹底>	●感染拡大防止措置の上 <学生・教職員, 学外者> ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 施設利用・構内入構 <図書館, 研究所, センター> ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 施設開館 <新しい生活様式等の実践の徹底> (別紙B, D参照)
1.5 (警戒)							●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 流行地域への不要不急の出張・旅行・移動は自粛, 流行地域以外への不要不急の出張・旅行・移動は慎重 *流行地域に出張等(出張・旅行(帰省を含む))した場合, 本学に通う居住地(豊橋市内等)に戻った後, 1週間ではできない限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応 <新しい生活様式等の実践の徹底> ★9/02~11/26	●感染拡大防止措置の上 <①学生・教職員, ②学外者(流行地域を除く)> ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 施設利用・構内入構 <②学外者(流行地域)> ・原則, 施設(図書館, 研究所, センター等)利用, 構内入構禁止 ・ただし, 大学の機能の維持, 教育研究活動の継続等に必要な打合せ, 物品の納入, 工事施工, 取材等は構内入構を認めることができる。 <図書館, 研究所, センター> ・新しい生活様式等の実践を徹底し, 施設開館 <新しい生活様式等の実践の徹底> (別紙B, D参照) ★9/02~11/26
2 (中度警戒)	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し, 授業の実施 ・遠隔授業の積極的利用 ・対面授業の制限 →(教室収容定員50%) ・演習・実習の制限 →(教室収容定員50%) *流行地域から通学する者は, 感染予防を徹底し, 慎重に対応 *流行地域に出張・旅行・移動した場合, 本学に通う居住地(豊橋市内等)に戻った後, 1週間は在宅学習等を求め, できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙A参照) ★03/04~05/11適用	●感染拡大防止措置の上 ・在宅勤務を活用し, オンライン活用による必要な活動の継続 ●ただし, 大学内での活動継続が必要な場合は, 新しい生活様式等の実践・励行を条件に, 実施することができる。 ・研究室所属学生等については, 研究室責任者(教員)の判断とする。 *流行地域からの勤務者は, 感染予防を徹底し, 慎重に対応 *研究室内での行動履歴・健康履歴記録の徹底 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙B, D参照) ★03/04~05/11適用	●感染拡大防止措置の上 ・在宅勤務を活用し, オンライン活用による必要な活動の継続 ●ただし, 大学内での活動継続が必要な場合は, 新しい生活様式等の実践・励行を条件に, 実施することができる *流行地域からの勤務者は, 感染予防を徹底し, 慎重に対応 *研究室内での行動履歴・健康履歴記録の徹底 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙B, D参照) ★03/04~05/11適用	●感染拡大防止措置の上 ・一居室での人数を減らすなど新しい生活様式等の実践・励行を徹底し, 必要な業務の継続 ・時差出勤の活用 ・在宅勤務の活用 ・別室活用 *流行地域からの勤務者は, 感染予防を徹底し, 慎重に対応 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙B, 研究室・執務室・事務室での活動, D参照) ★03/04~05/11適用	●感染拡大防止措置の上 ・活動前の健康チェック(倦怠感・息苦しさ・発熱がないことの確認)及び新しい生活様式等の実践・励行を徹底し, 課外活動の実施 ★許可制 <活動前の健康チェックの徹底> <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙C許可基準参照) ★03/04~05/11適用	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し, 必要な会議の実施 ・オンライン・メール会議中心 ・対面会議を実施する場合は, 一居室の人数を抑制 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底>	●感染拡大防止措置の上 ・原則, 緊急事態宣言発令区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域への出張・旅行・移動の禁止 ・ただし, やむを得ない事情がある場合及び緊急性を要する場合には, 出張・旅行・移動を認める場合がある。(別紙3参照) ・上記以外の不要不急の出張・旅行・移動の自粛 ★出張: 許可(命令) ★旅行・移動: 相談 *流行地域に出張・旅行・移動した場合, 本学に通う居住地(豊橋市内等)に戻った後, 1週間は在宅勤務(テレワーク), 在宅学習等を求め, できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> ★03/04~05/11適用	●一部制限 <学生・教職員> ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し, 施設利用・構内入構 *公共交通機関利用も可 <学外者> ・原則, 施設(図書館, 研究所, センター等)利用・構内入構禁止 ・ただし, 大学の機能の維持, 教育研究活動の継続等に必要な打合せ, 物品の納入, 工事施工, 取材等は構内入構を認めることができる。 <図書館, 研究所, センター> ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し, 施設開館 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙B, D参照) ★03/04~05/11適用

<p>2. 5 (中高度警戒)</p>	<p>●遠隔授業中心 ●ただし、対面での実施が必要な少人数の実験・実習については、感染拡大防止対策を徹底の上、実施可とする。</p> <p>*出張・旅行・移動した場合、本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後、1週間は在宅学習等を求め、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p> <p>★05/12～05/20適用</p>	<p>●感染拡大防止措置の上 ・在宅勤務を積極的に活用し、オンライン活用による必要な活動の継続</p> <p>●ただし、大学内での活動継続が必要な場合は、新しい生活様式等の実践・励行を条件に、実施することができる。</p> <p>・研究室所属学生等については、研究室責任者（教員）の判断とする。</p> <p>*スタッフの研究室内での滞在時間を可能な限り抑える。</p> <p>*勤務者は、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p> <p>*研究室内での行動履歴・健康履歴記録の徹底</p> <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙B, ガイドライン参照)</p> <p>★05/12～05/20適用</p>	<p>●感染拡大防止措置の上 ・在宅勤務を積極的に活用し、オンライン活用による必要な活動の継続</p> <p>●ただし、大学内での活動継続が必要な場合は、新しい生活様式等の実践・励行を条件に、実施することができる。</p> <p>*勤務者は、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p> <p>*研究室内での行動履歴・健康履歴記録の徹底</p> <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙B, ガイドライン参照)</p> <p>★05/12～05/20適用</p>	<p>●感染拡大防止措置の上 ・一居室での人数を減らすなど、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、必要な業務の継続（出勤者削減30%目途）</p> <p>・時差出勤の活用 ・在宅勤務の活用 ・別室活用</p> <p>●ただし、期間中に行うべき重要な業務は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、上記以上の出勤者による業務の継続を認める。</p> <p>*勤務者は、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p> <p>★届出制 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底> (別紙B, ガイドライン参照)</p> <p>★05/12～05/20適用</p>	<p>●活動禁止</p> <p>●ただし、すでに競技会への参加が決定している等中止が難しい活動等については許可することがある。</p> <p>★05/12～05/20適用</p>	<p>●原則、オンライン・メールによる会議の実施</p> <p>●ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合は、数名程度で新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、対面会議も可能とする。</p> <p>(別紙3参照)</p> <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p> <p>★05/12～05/20適用</p>	<p>●感染拡大防止措置の上 ・原則、緊急事態宣言発令区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域への出張・旅行・移動の禁止</p> <p>・ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合には、出張・旅行・移動を認める場合がある。(別紙3参照)</p> <p>・上記以外の不要不急の出張・旅行・移動の自粛</p> <p>*出張・旅行・移動する場合には、できる限り人と人との接触機会を少なくし、出張等先の自治体等が出されている要請や注意事項を遵守するとともに、出張先の意向を確認</p> <p>★出張：許可（命令） ★旅行・移動：相談</p> <p>*出張・旅行・移動した場合は本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後、1週間は自宅からの外出自粛・在宅勤務（テレワーク）、在宅学習等を求め、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p> <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p> <p>★05/12～05/20適用</p>	<p>●一部制限 <教職員> ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、施設利用・構内入構*公共交通機関利用も可</p> <p><学生> ・対面で必要な少人数の実験・実習等を受ける場合、研究室等における教育研究活動、就職指導等を受ける場合は、入構可</p> <p>*公共交通機関利用も可</p> <p>・学生宿舎等の入居者は、上記以外の不要不急の施設利用は禁止（食堂等、散歩等は可）</p> <p><学外者> ・原則、施設利用・構内入構禁止</p> <p>・ただし、大学の機能を維持、教育研究活動の継続等に必要物品の納入、工事施工、取材等は構内入構を認めることができる。</p> <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底> <図書館、研究所、センター> ・新しい生活様式等の実践・励行の徹底し、施設開館 (別紙B, D参照)</p> <p>★05/12～05/20適用</p>
<p>3 (高度警戒) 5/21～</p>	<p>●遠隔授業のみ</p> <p>・原則、自宅で遠隔授業を受講</p> <p>*出張・旅行・移動した場合、本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後、1週間は在宅学習等を求め、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p>	<p>●原則、大学内での活動の中止 ・在宅勤務でオンライン活用による活動の継続</p> <p>●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。(別紙1参照)</p> <p>(出校者(教員・学生)70%削減目途)</p> <p>*勤務者は、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p> <p>★許可制 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p>	<p>●原則、大学内での活動の中止 ・在宅勤務でオンライン活用による活動の継続</p> <p>●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。(別紙1参照)</p> <p>(出勤者70%削減目途)</p> <p>*勤務者は、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p> <p>★許可制 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p>	<p>●感染拡大防止措置の上 ・一居室での人数を減らすとともに、出勤者削減による業務の継続（出勤者70%削減目途）</p> <p>・時差出勤の積極的活用 ・在宅勤務の積極的活用 ・勤務シフトの活用 ・別室活用</p> <p>●ただし、大学の機能を最低限維持するための業務は新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、上記以上の出勤者による業務の継続を認める場合がある。(別紙2参照)</p> <p>*勤務者は、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p> <p>★許可制 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p>	<p>●活動禁止</p>	<p>●原則、オンライン・メールによる会議の実施</p> <p>●ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合は、数名程度で新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、対面会議も可能とする。</p> <p>(別紙3参照)</p> <p>★許可制</p> <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p>	<p>●原則、出張・旅行・移動の禁止</p> <p>●ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合には、出張・旅行・移動を認める場合がある。(別紙3参照)</p> <p>*出張・旅行・移動した場合は、本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後、1週間は自宅からの外出自粛・在宅勤務（テレワーク）、在宅学習等を求め、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p> <p>★許可制 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p>	<p><学生・教職員、学外者> ●原則、施設利用・構内の入構禁止</p> <p>●学生宿舎等に入居者は、不要不急の施設利用は禁止（食堂等、散歩等は可）</p> <p>●ただし、大学の機能を最低限維持するため、施設利用・構内入構を認める場合がある。(別紙1, 2, 3, 4参照)</p> <p>その場合、公共交通機関での構内への入構は原則禁止</p> <p>★許可制 <図書館、研究所、センター> ・原則、閉館。ただし、大学の機能を最低限維持するため、一部の施設を開館する場合がある。</p> <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p>
<p>4 (緊急事態)</p>	<p>●授業の中止（休講）</p> <p>●ただし、オンデマンド方式による遠隔授業の実施は可とする。</p> <p>・自宅でオンデマンド方式による遠隔授業の受講は可</p>	<p>●大学内での活動の中止 ・オンライン活用による活動の継続</p> <p>●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。(別紙1参照)</p> <p>(出校者(教員・学生)80%削減)</p> <p>*勤務者は、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p> <p>★許可制 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p>	<p>●大学内での活動の中止 ・在宅勤務による活動の継続</p> <p>●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。(別紙1参照)</p> <p>(出勤者80%削減)</p> <p>*勤務者は、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p> <p>★許可制 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p>	<p>●最小減の出勤者による業務の継続（出勤者80%削減） ・その他は、在宅勤務</p> <p>●ただし、大学の機能を最低限維持するための業務は、新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、上記以上の出勤者による業務の継続を認める場合がある。(別紙2参照)</p> <p>*勤務者は、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p> <p>★許可制 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p>	<p>●活動禁止</p>	<p>●オンライン・メールによる会議のみ</p> <p>●ただし、緊急性を要する場合は、数名程度で新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、対面会議も可能とする。</p> <p>(別紙3参照)</p> <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p>	<p>●出張・旅行・移動の禁止</p> <p>●ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合には、出張・旅行・移動を認める場合がある。(別紙3参照)</p> <p>*出張・旅行・移動した場合は、本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後、2週間は自宅からの外出自粛・在宅勤務（テレワーク）、在宅学習等を求め、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重に対応</p> <p>★許可制 <新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p>	<p><学生・教職員、学外者> ●施設利用・構内の入構禁止</p> <p>●学生宿舎等の入居者は、不要不急の施設利用は禁止（食堂等、散歩等は可）</p> <p>●ただし、大学の機能を最低限維持するため、施設利用・構内入構を認める場合がある。(別紙1, 2, 3, 4参照)</p> <p>その場合、公共交通機関での構内への入構は原則禁止</p> <p>★許可制 ・原則、閉館。ただし、大学の機能を最低限維持するため、一部の施設を開館する場合がある。</p> <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p>

★届出制、許可制の流れ→研究室等(研究指導教員等)→系・研究所長、センター長→研究担当理事・教学担当理事、事務関係は課長→次長→局長、課外活動関係は顧問→担当副学長、出張等は当該者→所属長等

●教職員は、レベル4となった場合であっても、基本的には引き続き勤務（在宅勤務等）し、学生の学修機会を確保するための教育活動、必要な研究活動、事務事業は継続

●教員系の非常勤職員は、教員個人の研究活動、研究所、センターの活動、事務局系の非常勤職員は、事務職員の業務に準じてください。

(別紙A 新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止のための2021年度授業等の実施にかかわる方針について (通知) 抜粋)

新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止のため、2021年度における授業等の実施にかかる方針については、以下の方針により授業等を実施することとしましたので通知します。

1. 遠隔授業の活用
 新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業は、「豊橋技術科学大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準」及び教務委員会が別に定める「2021年度授業の実施について(教務委員会決定)」に基づき実施すること。

2. 【基本的な感染症対策、感染防止の考え方及び授業等実施の要件】
 学生が通学する形で行われる対面での授業等(以下「授業」という。)を実施する場合においては、3つの条件(①換気の悪い密閉空間,②多くの人が密集,③近距離での会話や発話)が重なることを徹底的に回避する対策が不可欠である。授業の実施については、原則として以下の要件を満たすよう、引き続き万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に留意するとともに、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」も踏まえ、必要な措置を講じること。

(1) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
 対策：・換気は、気候上可能な限り常時行う。困難な場合はこまめに(授業中30分に1回以上、数分間程度、窓及び反対側扉の2方向の窓を開ける。)換気する。
 ・窓のない教室は、常時入りを開けておいたり、換気扇を用いるなどして十分に換気に努める。(使用時は、入りの密度が高くならないように配慮する。)
 ・エアコン使用時(エアコンは室内の空気を循環しているのみ)においても換気する。
 対策実施者：授業担当教員

(2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
 対策：・教室の収容定員に対して受講者の割合が概ね50%程度であること。
 ・一定の間隔を空けて座席を確保できること(概ね1つおき(最低1.5m)の間隔に着席させる)。
 対策実施者：授業担当教員

(3) 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控え、会話をする際は、できるだけ真正面を避ける。
 対策：飛沫を飛ばさないようマスク(手作りマスクやタオル等を巻くなども可)を着用する。
 対策実施者：授業担当教員

(4) 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
 対策：講義室等入室前の手洗いや手指消毒を徹底する。各教室等へのポスターによる感染症対策の周知徹底
 対策実施者：事務局

(5) その他授業における留意事項、接触感染しないための工夫対策：授業で使うもの(マイク、筆記具、情報機器等)は共有させないこと。
 対策実施者：授業担当教員
 対策：授業終了後は教室等に留まらず、自宅での事前・事後学修を行うよう指導すること。
 対策実施者：授業担当教員

(6) 風邪等の症状がある場合の取扱い
 対策：・咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、頭痛、発熱、喉のはれ、腹痛、下痢、筋肉痛、倦怠感、味覚・嗅覚異状など、普段通りではない体調の変化(体調の異変)
 ・違和感を感じた場合には、出校させないこと。(※「(学生・教職員)症状発生時における対応・大学への連絡フロー」
<https://www.tut.ac.jp/docs/201030renraku.pdf>により対応する。)
 ・風邪等の症状により授業を欠席した場合は後日、補講・追試の実施、授業中に課すものに相当するレポート課題等を実施し、欠席扱いとしないなど不利益にならないよう配慮する。
 ・必要に応じて授業資料等(説明文章付きPPT・PDFファイル等)を作成し学習管理システム(Google class room等)に掲載すること。
 対策実施者：授業担当教員、(※教務課、学生課、国際課)

(7) 新型コロナウイルスに罹患した(おそれのある)場合
 対策：・発熱や咳等、体調の悪い場合には大学へ出校させずに自宅で療養させること。出校後に症状が出た場合には、必ず教務課教務係に電話連絡し、速やかに下校させ自宅等で療養させること。その後の経過についても同様に毎日電話連絡させること。いずれの場合も上記(6)の履修上の配慮を行うこと。
 ・新型コロナウイルスに罹患した学生、海外から帰国・入国後2週間の待機措置中の学生及び入国できない学生は、入院又は出校禁止としていることから、当該学生には上記(6)の履修上の配慮を行うこと。
 対策実施者：授業担当教員、事務局(教務課、学生課、国際課)

3. 各系等の長、教務委員及び授業担当教員は、以下のことを実施する。
 (1) 全ての授業を対象として、2.【基本的な感染症対策、感染防止の考え方の徹底及び授業等実施の要件】が確保できるか確認すること。
 (2) 来日が遅れる外国人留学生については、不利にならないよう十分に配慮すること。

4. 講義棟における保健管理や環境衛生を良好に保つ取組
 対策：手指消毒液を講義講の各講義室の全教室に配置する。講義棟付近への簡易手洗い(屋外)を設置する。

(別紙B)

●研究室・執務室・事務室での活動*文科省ガイドラインの留意事項の見直しに伴い適宜変更

○一般的な感染予防策(接触・飛沫感染防止策)の徹底

・いわゆる3密(換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面)の回避

・身体的距離の確保(できるだけ2m(最低1mは空ける。))、別室を設けることも一つの対策。

・マスクの着用(周知含む)、咳エチケットの実践

・手洗いの徹底(手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと。)

・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置

・施設の換気(実験等の性質も考慮しつつ、換気設備を適切に運転、2つの窓を同時に開けるなど)

・アクリル板・透明ビニールカーテン等の設置

・飛沫防止用シートについての留意点
 →火気使用設備・器具・白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しない。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合のあつては、燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防災製品など)を使用
 →同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。
 →不明な点があれば、消防署に相談

・施設(ドアノブ・エレベータボタン等)の消毒

・症状(発熱や風邪症状等)のある者*の入場制限(毎日の検温、健康チェック、体調不良時の出勤回避、個人情報取扱に十分注意しながら入場者等の名簿を適正に管理)等

・*咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状

・*濃厚接触者、過去2週間以内に政府から入国制限b、入国後の観察期間を必要とされている国・地方への訪問歴、及び当該在住者との濃厚接触者

・研究活動中の行動記録や健康記録の取得、接触確認アプリ(COCOA)や地域の通知サービスの積極的活用などを通じて、感染拡大防止に関する意識の啓発、感染拡大の抑制に迅速に対応

・押印や署名に代えてオンラインでの手続きの活用、在宅勤務に配慮して柔軟に対応

・外部業者等との接触を減らすため、納品や検収は物品検収室で主に対応

・共用ネットワーク環境の最大限活用(ネットワーク環境を保有していない人の開放等)

・スタッフが他者との接触を極力避けられるエリアの設置など、可能な限り研究活動に専念できる環境の整備

・オンラインの活用に当たっては、情報セキュリティ対策に留意。

・海外在住職員、研究員等に対してはオンラインによる在宅勤務の実施

・適切な感染防止が取れない場合や感染流行、拡大の傾向にあるときは、在宅勤務、時差出勤、自動車・自転車、徒歩等による接触機会の低減、交代勤務、ローテーション勤務の実施

●実験施設・設備の利用について

・いわゆる3密を避けるための運転計画、施設利用スケジュールの構築(施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等)

・研究設備や備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を必要に応じて消毒。また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくする。

・安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、マスクの着用、フェイスシールドの着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置。

・単独で長時間の実験・施設利用を行う場合は、利用開始・終了の声掛けや記録、事故時の連絡手段の再確認など、万が一の事故に備えた安全対策の構築。

・実験動物、遺伝子組換え生物(微生物、植物、動物)、病原性微生物や放射性物質を使用する研究の場合、機関管理のもと、関係法令等を踏まえ適切に実施。

・設備の遠隔利用や研究代行等の取組を積極的に実施するとともに、機関内外の遠隔利用サービス等を積極的に利用。

・講義のオンライン化等に伴い空いている教室や実験・実習室等がある場合には、それらを積極的に活用。

・適切な感染拡大防止対策が取れない場合は、実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行う。

(別紙C)

<許可判断基準>

①基本的感染対策が活動団体内で周知・徹底されているか

②活動内容・活動人数・活動場所の設定にあたり、基本的感染対策が十分に勘案され、具体的に示されているか

③担当顧問との相談の上、申請がなされているか

<基本的感染対策>

1. 次のいずれかに該当する場合は、直接医療機関に電話で相談する。受診先に迷う場合は「受診・相談センター」に相談する。または、健康支援センターに相談し、課外活動には参加しないことを課外活動団体構成員全員が共有し、実践すること。

・息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ(倦怠感)・高熱等の症状がある

・上記以外で発熱や咳など比較的軽い症状が続く(特に4日以上続く場合は必ず)

2. 1人ひとりの基本的感染対策を実践すること

・身体的距離の確保(できるだけ2m(最低1m))

・屋外活動の優先

・可能な限り真正面を避けた会話(大きな発声を伴う活動は基本的に不可)

・課外活動時のマスク着用(活動内容による)

・帰宅時の手洗いの実施(手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと(手指消毒薬の使用も可))

・感染流行地域からの移動、感染流行地域への移動の自粛(感染地域状況の確認)

・行動履歴の記録(発症したときのため、誰にどこであったかをメモ)

3. 日常生活を営む上での基本的な生活様式を実践すること

・こまめに手洗い・手指消毒

・咳エチケットの実践

・こまめな換気の実践

・「3密(密集、密接、密会)」徹底回避

・毎朝の体温測定、健康チェック

(別紙D)

<教職員、学生>

①次のいずれかに該当する場合は、直接医療機関に電話で相談する。受診先に迷う場合は「受診・相談センター」に相談する。または、健康支援センターに相談し、出勤、出校しない。

・息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ(倦怠感)高熱等の症状がある場合

・重症化しやすい方(基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のある場合

・上記以外で発熱や咳など比較的軽い症状が続く場合(特に4日以上続く場合は必ず)

②上記以外の発熱又は風邪の症状がある場合、同居する者に上記も含め同様の症状が見られる場合は、無理をせず自宅で療養

③1人ひとりの基本的感染対策の実践。

・身体的距離の確保(できるだけ2m(最低1m)空ける。)

・会話をする際は、可能な限り正面を避ける。

・外出時、屋内、会話時はマスクの着用

・手洗いは30秒程度かけて水と石けんによる手洗いの徹底(手指消毒薬の使用も可)

・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域からの入構は控える。

・地域の感染状況に注意。

・発症したときのため、誰にどこであったかをメモ。

④日常生活を営む上での基本的な生活様式の実践。

・咳エチケットの実践

・こまめな換気の実践

・3密の回避(密集、密接、密会)の徹底

・毎朝、体温測定、健康のチェック。

<学外者>

・レベル2の場合 教育・研究活動等の打合せ、就職相談等は原則、オンラインによる。

・レベル1.1.5の場合 教育・研究活動等の打合せ、就職相談等は、積極的にオンラインを活用

・なお、大学の機能の維持、教育研究活動の継続等に必要な打合せ、物品の納入、工事施工、取材等は構内入構を認める場合は、次のことを行う。(レベル1, レベル1.5準用)

・入構前に必ず学外者が新しい生活様式等を実践し、健康状況に問題がないことを確認する。

・入構の際にはマスクの着用を徹底する。

・それぞれの氏名、連絡先、滞在日時、学内対応者等を教員及び部局において記録する。

・一定時間以上学内で活動を行う以下に該当する者については、感染防止措置を強化し、体温測定、健康状態の問診を行い、症状が無いことを確認する。
 *学内者と15分以上の会話がある場合、同一建物内に30分以上滞在する場合

・学外者が頻繁に訪れる窓口には、透明ビニールカーテン等による感染防止設備を設置する。

<p>(別紙 1)</p> <p>●大学の機能を最低限の維持するための研究活動，施設利用・入構等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究に使用する生物の維持・管理 ・液体窒素・液体ヘリウム¹の補給のための装置等の維持・管理 ・毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理 ・研究に必要な基幹インフラ（実験施設・設備，情報システム）の稼働・維持・管理 ・研究活動を継続する上での各種安全確保 ・その他法令等で義務の順守等に必要な場合* 	<p>(別紙 2)</p> <p>●大学の機能を最低限の維持するための事務業務，施設利用・入構等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与等，生活に関わる最低限の給与支給等に関わる業務 ・教育・研究活動等の継続に必要な最低限の調達，安全管理業務 ・学生の教学支援，学生生活に関わる最低限の業務（当該業務が集中する期間） ・大学の重要な管理運営業務（危機管理を含め，他機関等との連絡・調整含む） ・その他，法令等で義務の順守等に必要な業務 	<p>(別紙 3)</p> <p>●やむを得ない事情がある場合，緊急性を要する場合に，対面会議，出張，旅行を認める場合の例</p> <p><会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等，公的機関からの通知等により，至急に意思決定が必要な場合 ・その他，大学として至急，意思決定をしなければならない重要案件が発生した場合 <p><出張，旅行，移動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等，公的機関から依頼がある場合 ・家族に不幸等やむを得ない事情がある場合 ・その他，法令等で義務の順守等に必要な場合
<p>(別紙 4)</p> <p>●大学の機能を最低限維持するために施設利用・構内入構を認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙 1 ・別紙 2 ・別紙 3 の会議 ・食堂，売店等，飲食を学生・教職員に提供する場合 ・事故への対応が必要となった場合 等 		

豊橋技術科学大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準を判断するレベルの考え方

【新型コロナウイルス感染症対策分科会 2020.08.04】 感染状況を4段階に区分、12.11の分科会でステージⅢについて、3つのシナリオが示された。

レベル	感染状況区分	判断基準
(0~1)	ステージ1 感染ゼロ散發段階	○感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階
(1~2)	ステージ2 感染漸増(ぜんぞう)段階	○感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。
(2~2.5)	ステージ3 感染急増段階	○感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。 【シナリオ1】 感染減少地域：ステージⅢ相当の対策が必要とされていた地域であるものの、「報告数の減少が見られる地域」 【シナリオ2】 感染高止まり地域：ステージⅢ相当の対策が必要とされていた地域で、なおかつ、「報告数が高止まりしている地域」 【シナリオ3】 感染拡大継続地域：ステージⅢ相当の対策が必要とされていた地域で、なおかつ、「報告数が継続して拡大している地域」
(2.5~4)	ステージ4 感染爆発段階	○爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況

【地域リスク評価(地域区分)に応じた対応等】

* 新型コロナウイルス感染症対策専門会議2020.05.14「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」要約等

レベル	地域	判断基準
1~2	感染観察都道府県	○新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。 ★本学がレベル1と判断するには、さらに感染経路不明な感染者が少ない場合等が考えられます。 ★5/29豊橋市保健所に状況を確認したところ、現状は感染観察都道府県と判断してよいとのこと。 また、併せて文科省から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」における地域ごとの行動基準はレベル1(感染観察都道府県に相当する感染状況であるある地域のうち、レベル2に新たなもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意注意都道府県の基準に達していない。))
2~3	感染拡大注意都道府県	○感染拡大注意都道府県の判断基準については、特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断等
3~4	特定(警戒)都道府県	○特定(警戒)都道府県と再指定された場合 【緊急事態宣言措置の指定基準】 ・累積患者数、感染経路が不明な感染者数割合、直近の1週間の倍加時間などで判断 【再指定基準】 ・4/07の指定の際の指標や水準の考え方、感染状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染数等から、より迅速に再指定を行う。

【地域区分による対応等】

* 新型コロナウイルス感染症対策専門会議2020.04.01「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」要約等

★なお、本地域区分は、5/14の提言において3区分に分類、整理された。(提言抜粋「これまでも、本専門家会議では、3/19と4/1の2度にわたり、地域ごとの感染状況別に想定される対応を整理した「地域区分」を公表している。しかし、これらの区分は緊急事態宣言が発せられる以前の状況に基づいたものであり、今般の緊急事態措置の対象から外れる都道府県が出てくるに当たって、改めて、地域ごとの感染状況やそれに対応した想定される対応について、再度、整理を行った。この際、地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地区の考え方や、4/1の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下の3分類(①特定(警戒)都道府県、②感染拡大注意都道府県、③感染観察都道府県)に分類し、それぞれの地域において、適切な対応を実施していく。

レベル	地域	対応等
1	感染未確認地域	○屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどについては、適切な感染症対策を講じたうえで、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施。 ○その場合であっても、急激な感染拡大への備えと、「3つの密」を徹底的に回避する対策は不可欠。いつ感染が広がるかわからない状況のため、常に最新情報を取り入れた啓発を継続。
2	感染確認地域	○人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施。 ○具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控える。 ○一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討
3	感染拡大警戒地域	○オーバーシュートを生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、3つの密を避けるための取組(行動変容)を、より強く徹底 ○例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等が発信される。 ・期間を明確にした外出自粛要請、 ・地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避ける。 ・家族以外の多人数での会食などは行わないこと。 ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。 ○また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討

* 感染未確認地域 → 最近の1週間において、感染者が確認されていない等

* 感染確認地域 → 最近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加に収まっている等

* 感染拡大警戒地域 → 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認等

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和2年3月28日（令和3年4月1日変更）」抜粋

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

(緊急事態宣言発出の考え方)
国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、分科会提言におけるステージⅣ相当の対策が必要な地域の状況等）を踏まえて、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会（以下「基本的対処方針分科会」という。）の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

(緊急事態宣言解除の考え方)
国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、緊急事態措置区域が、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域になっているか等）を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。なお、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける。
令和3年2月3日に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行（以下「改正法の施行」という。）を踏まえ、まん延防止等重点措置の実施及び終了の判断に当たっては、以下を基本として判断する。その際、「ステージ判断の指標」は、提言において、あくまで目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、政府や都道府県はこれらの指標を総合的に判断すべきとされていることに留意する。

(まん延防止等重点措置の実施の考え方)
都道府県の特定の区域において感染が拡大し、当該都道府県全域に感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあると認められる事態が発生していること（特に、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域の状況になっている等）を踏まえ、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。また、都道府県がステージⅡ相当の対策が必要な地域においても、当該都道府県の特定の区域において感染が急速に拡大し、都道府県全域に感染が拡大するおそれがあると認められる場合や、都道府県がステージⅢ相当の対策が必要な地域において、感染が減少傾向であっても、当該都道府県の特定の区域において感染水準が高い又は感染が拡大しているなど、感染の再拡大を防止する必要性が高い場合に、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

(まん延防止等重点措置の終了の考え方)
都道府県の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、まん延防止等重点措置を実施している区域の感染状況が、都道府県全域に感染を拡大させるおそれがない水準か等）を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する

愛知県の判断基準（7/26まで）

レベル	領域	基準項目等
0～2	なし	
2～3	注意（警戒）領域	(1)新規感染者数（過去7日間の平均） 10人 (2)陽性率（過去7日間）（陽性者数/検査者数） 5.0% (3)入院患者数（過去7日間の平均）（病床数500床） 150人 ★一つでも上回ったら
3～4	危険領域	(1)新規感染者数（過去7日間の平均） 20人 (2)陽性率（過去7日間）（陽性者数/検査者数） 10.0% (3)入院患者数（過去7日間の平均）（病床数500床） 250人 ★すべて上回ったらレベル4か

愛知県の判断基準（7/27～）→12/29基準項目の指標の見直し

レベル	領域	基準項目等
0～1	なし	
(1)	注意領域	(1)新規感染者数（過去7日間の平均） 10人未満 → 50人未満 (2)陽性率（過去7日間）（陽性者数/検査者数） 5.0%未満 5.0%未満 (3)入院患者数（過去7日間の平均） 150人未満 150人未満 参考項目(1)入院患者のうち重症患者数（過去7日間の平均） 7人未満 → 15人未満 参考項目(2)新規陽性者のうちの70歳以上の高齢者数入院患者のうち重症患者数（過去7日間の平均） 7人未満
(1～2)	警戒領域 *9/18～11/19 ★3/22～	(1)新規感染者数（過去7日間の平均） 10人～20人未満 → 50人～160未満 (2)陽性率（過去7日間）（陽性者数/検査者数） 5.0%～10.0%未満 5.0%～10.0%未満 (3)入院患者数（過去7日間の平均） 150人～250人未満 150人～250人未満 参考項目(1)入院患者のうち重症患者数（過去7日間の平均） 7人～12人未満 → 15人～25人未満 参考項目(2)新規陽性者のうちの70歳以上の高齢者数入院患者のうち重症患者数（過去7日間の平均） 7人～22人未満
(2～2.5)	厳重警戒領域 *7/27～9/17 *11/19～3/21	(1)新規感染者数（過去7日間の平均） 20人～40人未満 → 160人～260未満 (2)陽性率（過去7日間）（陽性者数/検査者数） 10.0%～20.0%未満 → 10.0%～15.0%未満 (3)入院患者数（過去7日間の平均） 250人～500人未満 250人～500人未満 参考項目(1)入院患者のうち重症患者数（過去7日間の平均） 12人～26人未満 → 25人～50人未満 参考項目(2)新規陽性者のうちの70歳以上の高齢者数入院患者のうち重症患者数（過去7日間の平均） 22人～36人未満
(2.5～4)	危険領域	(1)新規感染者数（過去7日間の平均） 40人～ → 260人～ (2)陽性率（過去7日間）（陽性者数/検査者数） 20.0%～ → 15.0%～ (3)入院患者数（過去7日間の平均） 500人～ 500人～ 参考項目(1)入院患者のうち重症患者数（過去7日間の平均） 26人～ → 50人～ 参考項目(2)新規陽性者のうちの70歳以上の高齢者数入院患者のうち重症患者数（過去7日間の平均） 36人～

文科省通知 02.04.07 文高大第54号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が示された場合における大学等の臨時休業の実施に係る考え方等について(周知)」が、廃止され、文科省周知 02.04.17 2文科高第123号「大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について」が周知され、さらに、文科省周知 02.06.05 2文科高第238号「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」で、臨時休業の実施について再整理された。

3 臨時休業の実施 (1) 基準

①学内で感染者が発生した場合

レベル	対応等
	<p>○都道府県等の衛生主管部局と①当該感染者の症状の有無, ②学校内における活動の態様, ③接触者の多寡, ④地域における感染拡大の状況, ⑤感染経路の明否等を確認しつつ, これらの点を総合的に考慮し, 臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上, 実施の有無, 規模及び期間について判断。</p> <p>○また, また, 学生の感染が確認された場合又は学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合には, 各大学等において, 当該学生に対し, 学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとること。なお, 濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止期間の基準は, 感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とすること。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には, 病気休暇の取得や在宅勤務等により, 出勤させない扱いとすること。</p> <p>○臨時休業の実施の有無等を判断するに当たっては, 感染の事実や感染者の人数のみを根拠とするのではなく, 学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について, 個別の事情をみながら, これを行う必要があり, 具体的には以下の考慮事項が考えられる。</p>
2～4	<p>ア. 学校内における活動の態様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者が, 学校内でどのような活動を行っていたかを確認する。屋外で主に活動していた場合と, 狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合, 不特定多数との接触があり得た場合など, 活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから, 感染者の校内での活動状況などを確認する。 <p>イ. 接触者の多寡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記「ア」と同様, 不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから, 接触者の多寡を確認する。 <p>ウ. 地域における感染拡大の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において, 感染者が出ていない場合や, 地域における感染経路がすべて判明していて, 学校関係者とは接点が少ない場合などには, 学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言える。 <p>エ. 感染経路の明否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校内で感染者が複数出た場合, 学校内で感染した可能性もあり, 臨時休業を実施する必要性は高まる。 ・一方, 感染経路が判明しており, 学校外で感染したことが明らかであれば, 他の学生や教職員に感染を広めているおそれが低い場合には, 学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言える。 <p>オ. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は, まだ解明されていないことが多い感染症であり, また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくることなどから, 感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難である。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性, 実施する場合の規模や期間について, 都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上, 検討する。

3 臨時休業の実施 (1) 基準

②緊急事態宣言下等での地域の一斉休業の場合

レベル	対応等
2.5～4	<p>○特措法第32条第1項に基づき, 緊急事態宣言が出されると, 事態の進展に応じた措置が講じられることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事(対策本部長)は, 新型インフルエンザ等のまん延を防止し, 国民の生命及び健康を保護し, 並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは, 施設管理者等に対して, 学校等の施設の使用の制限や停止を要請することができるようになる(特措法第45条第2項)。また, 正当な理由がないのに要請に応じないときは, 都道府県知事は, 特に必要があると認めるときに限り, 要請にかかる措置を講ずるよう指示することができる(同条第3項)。 ・新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた市区町村においても対策本部が設置され5, 市区町村長(対策本部長)から教育委員会に対し, 必要な措置を講ずるよう求めることができる(特措法第36条第6項)。 <p>○上記の学校施設の使用制限等の要請があった場合には, 学校の設置者は, その内容に応じて適切な措置を講じる必要がある。具体的には, 各大学等の態様及び実情を踏まえ, 学生が通学しない形で行われる遠隔授業等の活用や, 学校保健安全法第20条に基づく「臨時休業」を行うことが考えられる。</p>

3 臨時休業の実施 (2) 臨時休業を行う留意点

①学修機会の確保

レベル	対応等
2.5～4	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業の実施の判断に当たっては, 同時に, 学生の学修機会の確保にも配慮する必要がある。このため, 仮に臨時休業を行う場合であっても, たとえば, 大学等におけるすべての業務を一律に休業とするのではなく, 遠隔授業の活用や課題研究に関する出題等を通じて, 感染拡大の防止と学修機会の確保を両立するための工夫に努めること。ただし, 遠隔授業等を実施する場合, 当該授業の具体的な実施形態(一部の学生に対しては, 教室における面接授業を行う等)によっては, さらに大学等の内部における感染が拡大する可能性もあることから, 具体的な判断に当たっては, 学内や地域の状況を十分に踏まえ, 必要に応じて, 都道府県等の衛生主管部局とも相談すること。 ・また, 臨時休業や出席停止の指示等を行う場合においては, 単位認定, 卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し, 補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで, 学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。

3 臨時休業の実施 (2) 臨時休業を行う留意点

②学生への十分かつ確実な情報提供

レベル	対応等
2.5～4	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業を行う場合や, 面接授業を行わないこととする場合であっても, 学生への十分かつ確実な情報提供が求められる。とりわけ, 困難な状況にある学生に対して, 適切に情報提供や支援を行うことが必要であり, 例えば, 経済的に困難な学生については, 奨学金や授業料等減免等の制度の周知やきめ細かな相談対応, 各種手続の柔軟な対応等, 就職活動中の学生については, 各校のウェブサイト等に就職活動に関する特設ページを開設するなど, 学生が安心して修学や就職活動を続けられるように, 十分配慮を行うこと。 ・加えて, 臨時休業等の期間中においても, 在籍する学生や教職員に対して, 感染拡大のリスクを高める行動を慎むよう, 適切な情報提供及び注意喚起を行うこと。

3 臨時休業の実施 (2) 臨時休業を行う留意点
③非常勤職員も含めた業務体制の確保

レベル	対応等
2.5～4	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業を実施する場合や面接授業を回避する場合であっても、教職員は、基本的には引き続き勤務し、学生の学修機会を確保するための教育活動や、必要な研究活動を継続する必要がある。このような観点から、各大学等においては、臨時休業等を行う場合でも、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。 ・また、授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な学修時間を変更するものではないことから、仮に、授業数が減少したり、面接授業を行わない場合であっても、たとえば、非常勤講師であれば学生の学修時間確保のための補講授業や遠隔授業における指導のほか、課題研究等に関する出題や評価指導等、授業科目を担当する教員として、本来実施する予定であった面接授業と同等程度の学修指導を行うことが必要であること。 ・また、他の職員についても何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところである。基本的には、上記のとおり引き続き類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

3 臨時休業の実施 (2) 臨時休業を行う留意点
③最低限の研究活動の維持

レベル	対応等
2.5～4	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事から、学校施設の使用制限等の要請がなされている場合や、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含めた在宅勤務やローテーション勤務の強力な推進に向けた働きかけ等がある場合は、当該要請等を踏まえた対応が必要である。ただし、継続中の実験や研究については、たとえば、以下のような場合において、最低限の研究活動維持に必要な教職員や学生等の施設内への立ち入りが必要となることが考えられる。このため、都道府県知事から施設の使用制限の要請がなされている場合には、当該要請の趣旨をよく確認し、必要に応じ都道府県の担当部局と十分に相談すること。 ・また、施設内に立ち入る場合には、感染拡大防止や教職員等自身の健康に配慮した上で研究活動を継続することとし、その他の教職員等は可能な限り在宅で研究活動を継続するなどの工夫を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①研究に使用する生物の維持・管理 ②液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理 ③毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理 ④研究に必要な基幹インフラ（実験施設・設備、情報システムなど）の稼働・維持・管理 ⑤研究活動を継続する上での各種安全確保対策 ⑥その他法令等の義務の遵守等に必要な場合 ・なお、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、「政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。」とされているところであり、当該研究の推進については積極的に対応すること。

・これは通知等ではありません。

【終息・収束】

レベル	区域	対応等
0	終息	絶えてなくなること
0.5	収束	混乱していた事態が収まりを見せること。